

# 平成22年度事業計画書

社団法人瀬戸内海環境保全協会

## 今年度事業推進上の基本方針

瀬戸内海の環境保全に資するため、次の方針のもと積極的に事業を展開する。

- (1) 瀬戸内海の環境保全、環境創造・再生に関する広報普及活動の中心的な役割を担う。
- (2) 瀬戸内海に関する各種情報センターの役割を果たす。
- (3) 瀬戸内海の環境に関する技術・知識の集積並びに調査研究機関の役割を担う。
- (4) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への支援を行う。

平成22年度においては、これらの方針を踏まえ、協会が果たすべき役割を踏まえながら、環境省の指導のもと、瀬戸内海環境保全知事・市長会議をはじめとする瀬戸内海の各主体と有機的連携を図るとともに、①連携と参加によるパートナーシップの形成、②情報発信機能の充実をキーワードとして事業の積極的推進に努めていくこととする。

## I 一般事項

### 1. 会議等の開催

#### (1) 通常総会

- ・ 時期：平成22年5月27日
- ・ 内容：平成21年度事業報告及び収支決算、平成22年度会費、平成22年度事業計画及び収支予算等の審議

#### (2) 理事会

- ・ 時期：年2回（平成22年5月27日、平成23年3月）
- ・ 内容：通常総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (3) 専門委員会等

##### ① 企画委員会

年4回

平成22年度における協会の創造的事業推進のための方策検討及び平成23年度事業の検討・企画、並びに公益社団法人への移行に向けた定款改正案の検討を行う。

##### ② 調査委員会

年1回

協会の調査事業の推進にあたって企画調整を行う。

##### ③ 編集委員会

年2回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、掲載内容の検討を行う。

④賛助会員事業部会

年 1 回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4) 参事・事務局長並びに担当課長会議

年 1 回

会員に対する協会事業の理解と周知を図るとともに、事業活性化のため、会員相互の情報交換等を行う。

## 2. 専門委員の委嘱

企画委員、調査委員、編集委員を委嘱する。

## II 事業

### 1. 普及活動及び活動支援事業

(1) 平成 22 年度(第 38 回)瀬戸内海環境保全月間事業の展開 (期間: 22 年 6 月 1 日 ~ 6 月 30 日)

平成 21 年度に公募し、選定された最優秀作品を平成 22 年度瀬戸内海環境保全月間ポスターとして作成、関係機関に配付し、瀬戸内海環境保全月間に掲出する。

(2) 瀬戸内海環境保全月間ポスター原画展の実施

香川県が直島他 6 島で開催する瀬戸内国際芸術祭(期間: 22 年 7 月 19 日 ~ 10 月 31 日)に関連して、協会が所蔵している瀬戸内海環境保全月間ポスター入選作品の原画を展示する。

場所: 香川県高松市 サンポート高松 デックスギャラリー

時期: 平成 22 年 8 月 7 ~ 8 日

(3) 瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の実施

① 事業の推進方針

瀬戸内海の環境保全に関する、地域住民等への思想の普及及び意識の高揚を図り、環境保全への理解と活動への参加の推進を図るための事業を展開する。

② 事業の内容

ア 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムの実施 (協会会員団体職員を対象にした研修会)

- ・場 所: 未 定
- ・時 期: 8 月から 10 月の間の 3 日間 (2 泊 3 日)
- ・対 象: 協会会員団体の瀬戸内海環境保全担当者
- ・定 員: 25 名程度
- ・内 容: 講義、現地研修及び討議

イ 地区別普及活動推進事業の実施

瀬戸内海沿岸域自治体及び協会が主体となって地区別に学校等と協力し、環境教

育・環境学習の観点から、子ども達（小・中学生）が実地に自然を観察しながら海辺や水辺の自然について理解を深めることができるよう、次の体験的学習を実施する。

- ・海辺、水辺教室等の実施
- ・子どもたちを対象とした体験的学習等の実施
- ・自然観察会等の実施
- ・ボランティア等の人材育成事業の実施

(4) 瀬戸内海的环境保全に関する各団体合同研修会の開催

瀬戸内海的环境保全に関する環境衛生団体等との合同研修会を開催する。

(5) 瀬戸内海的环境保全に関する賛助会員等研修会の開催

賛助会員事業部会等において、正会員他各団体との連携を視野においた研修会を企画し開催する。

(6) 瀬戸内海スナメリ発見情報プロジェクト実践事業の展開

沿岸域住民の瀬戸内海に対する理解や関心を深め、自主的な取り組みを推進するための契機となるよう、平成11年度から実施しているスナメリ発見情報プロジェクトを引き続き展開するとともに、公募したスナメリのマスコットイラスト及び愛称「ほのぼのん」を広く活用し、瀬戸内海的环境保全活動を行う。

(7) 瀬戸内海再生に向けた取組みの推進

瀬戸内海の生物多様性の確保、水産資源の回復、美しい自然とふれあう機会の提供等の豊かで美しい瀬戸内海を取り戻すための施策の推進が総合的、計画的に図られるよう、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と連携して、取組みを進める。

(8) 各種環境保全事業への参加・協力

① 環境イベントへの参加・協力

他団体が主催する環境イベントにおいてパネルの展示、資料配付等を行い、瀬戸内海的环境保全の普及・広報に努める。

② 会員等主催事業の支援

会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業へのパネルの貸出などの支援を行う。

③ 環境NGO/NPOとの連携・支援

瀬戸内海的环境保全等に努める環境NGO/NPOとの連携・支援を行う。

(9) K J B瀬戸内基金の管理・運営

瀬戸内海的环境保全等に努める環境NGO/NPOを支援するため、フィリップ モリス ジャパン株式会社が提唱する「keep japan beautiful～日本をエコひいきしよう～」の一環として、瀬戸内海地域における環境美化・保全活動に取り組む市民団体 (NGO/NPO)

の活動や事業の助成・支援を行うため設立した「K J B (keep japan beautiful) 瀬戸内基金」の管理・運營業務を行う。

応募総数：56団体（7府県12市）

採択総数：28団体（6府県11市）

主な採択活動：海域及び河川の美化活動

## 2. 指導・助成

各種環境保全活動事業に対する助成

漁業団体（10団体）、環境衛生団体（8団体）が実施する各種環境保全活動事業に対しその活動費用の一部を助成する。

## 3. 情報収集・発信事業

(1) 瀬戸内海研究・環境等情報ネットワークシステム（「せとうちネット」）掲載情報の収集  
瀬戸内海に関する水質等環境情報や社会経済、文化・歴史等情報、各種調査研究成果等多様な情報の提供を目的として平成10年度に構築した「せとうちネット」について、環境省の委託により掲載するための情報を収集・更新する。

(2) 総合誌「瀬戸内海」の発行及び配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を次のとおり発行・配布すると共に協会ホームページに掲載する。

- ・発行回数：年2回（9月、3月 各1,000部）
- ・無償配布先：会員団体（冊子及びCD-ROM）
- ・有償配布先：年間購読者等（冊子のみ）

(3) 資料集「瀬戸内海の環境保全—平成22年度版—」の発行及び配布

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、収録した資料集「瀬戸内海の環境保全—平成22年度版—」を発行・配布する。

- ・無償配布先：会員団体（冊子及びCD-ROM）
- ・有償配布先：会員以外（冊子のみ）

(4) 協会ホームページの充実

当協会の活動紹介及び環境情報等の発信に努める。

## 4. 調査・研究事業

(1) 里海の創生の支援に向けた検討調査（環境省）

閉鎖性海域においては、著しい汚濁は改善されたものの、水産資源を含む生態系の劣化が進んでいるため、21世紀環境立国戦略（平成19年6月）では、多様な魚介類等が生息する自然の恵み豊かな「里海」の創生が、今後1、2年で重点的に着手すべき環境政策

として明記されている。

そこで、環境省が実施する「里海創生支援事業（平成20～22年度）」により、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指すため、里海の創生に資する調査等を行う。

## (2) 海域の物質循環健全化計画策定事業－海域ヘルシープラン策定モデル事業－（環境省）

窒素、リン等の栄養塩は海域の動植物、プランクトン等にとって必要不可欠なものであるが、必要量を上回る流入や海域をめぐる社会経済情勢、自然条件の変化等による生物相の変化等によって海中の栄養塩類のバランスが損なわれ、赤潮や貧酸素水塊の発生、海苔の色落ち等の水産被害の発生が見られる海域が存在している。

海域に必要な栄養塩類の濃度（量）や流入域及び海域において実施する場合、海域の地理的・地形的条件、海域の利用状況等が異なることから、海域に応じて海陸一体となった栄養塩の円滑な循環を達成するための管理方策を明らかにし、生物多様性に富んだ豊かで健全な海域の構築に向け、多様な主体の参画による総合的な取組を推進する必要がある。

そこで、地域の実情に応じた栄養塩類の循環バランスを回復あるいは向上させるための具体的な行動計画（栄養塩類管理方策）を確立し、豊かで健全な海域環境の構築を目指し環境省が実施する本事業により調査等を行う。

## 5. 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議の事務局を担うとともに、研究会議が行う事業の運営推進を支援・協力を行う。

### (1) 瀬戸内海研究会議事務局

瀬戸内海研究会議の事務局として、円滑な事務運営と会員相互間の連絡調整を行うとともに、事業を適切、効率的に遂行する。

### (2) 「瀬戸内海研究フォーラムin徳島」の開催等に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議が開催する「瀬戸内海研究フォーラムin徳島」の開催（平成22年8月26～28日）等に対し、支援・協力を行う。

## 6. 国際的な活動への参加と協力

(財) 国際エメックスセンターが行う国際的な行事に対して参加・協力を行う。

## 7. その他関連事業

### (1) 国に対する要望

協会が実施する事業及び調査研究の拡充強化並びに本協会の運営への配慮について国に要望する。

### (2) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議との協調

瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携を密にし、協調して事業実施に当たる。

(3) 賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。